

審査における注意事項

●過去の申請からの注意事項●

1	原則郵送による受付とします。 必ず返信用封筒(長形3号(120mm×235mm)程度の封筒110円切手の貼ったもの)を同封して提出してください。 ※ 窓口を持参された場合は書類の受取りだけを行い、受理票の発行や不足書類のチェックなどはしません。 ※ 窓口で書類を提出される場合であっても、受理票をご希望の場合は返信用封筒が必要となります。
2	●本社・支店に関わらず厚岸町の町税が課税されている方 ～本社の所在地の「国税」の納税証明 と 「厚岸町の町税」の納税証明 ●本社・支店に関わらず厚岸町の町税が課税されていない方 ～本社の所在地の「国税」の納税証明書 ※「市区町村税」の納税証明書の添付は不要です ※ 令和5・6年度分申請分までは、厚岸町に納税義務がない場合は「厚岸町税等に関する申立書」を提出してもらっていましたが、今回の申請より提出不要となりました。